



児童扶養手当の額

(平成25年4月～9月)

○全部支給

対象児童数	全部支給
1人	月額 41,430円
2人	月額 46,430円
3人	月額 49,430円

※4人目以降は、3,000円ずつ加算されます。

○一部支給

就労等による年間収入額の増加に応じて手当額を加えた総収入額がなだらかに増加するよう、手当額を41,420円(月額)から9,780円(月額)まできめ細かく設定。

対象児童数	一部支給
1人	月額 41,420円～ 9,780円
2人	月額 46,420円～ 14,780円
3人	月額 49,420円～ 17,780円

※4人目以降は、3,000円ずつ加算されます。

手当額の算式

扶養親族 1人の場合

$$\text{手当額} = 41,420 \text{円} - \frac{(\text{所得額} - 57 \text{万}) \times 0.0182890}{10 \text{円未満を四捨五入}}$$

※1 扶養親族 0人の場合には、上記の57万円は38万円を差し引いた19万円に、扶養親族 2人の場合には、上記の57万円は38万円を加えた95万円になります。

それ以上の場合には扶養親族が1人増えるごとに38万円を加算します。

※2 老人控除対象配偶者、老人扶養親族、特定扶養親族がいる場合には、57万円に下記の(注)書きに記載した場合に応じた額を加算します(例えば、老人扶養親族 1人、特定扶養親族 1人の場合は82万円になります。)

※3 対象児童が2人の場合は、5,000円が加算されます。3人目以降は3,000円ずつ加算されます。

(注) ①受給資格者本人

老人控除対象配偶者、老人扶養親族がある場合……10万円/人

特定扶養親族がある場合……15万円/人

②扶養義務者、配偶者、孤児等の養育者

老人扶養親族がある場合……6万円/人(ただし、扶養親族等が全て老人扶養親族の場合は、1人を除く。)

※「国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律」が平成24年11月に成立したことにより、平成25年10月から手当額が次のとおり改定されます。

(平成25年10月～)

対象児童数	全部支給	一部支給
1人のとき	月額 41,140円	月額 41,130円～ 9,710円
2人のとき	月額 46,140円	月額 46,130円～ 14,710円
3人のとき	月額 49,140円	月額 49,130円～ 17,710円

※4人目以降は、3,000円ずつ加算されます。

※一部支給の手当額は、次の算式により計算します。

$$\text{手当額} = 41,130 \text{円} - \frac{(\text{所得額} - \text{所得制限限度額}) \times 0.0181618}{10 \text{円未満を四捨五入}}$$